



第 3 回 軽井沢町宿泊税検討会議



令和 6 年10月25日
軽井沢町宿泊税検討会議



第2回検討会議の振り返り

- ・ 使途について、一般財源であるべきものも含まれている
⇒ 目的税のため、一般財源の振替えではなく、観光の振興を図るための新規事業や拡充事業につかう
- ・ 県の動向を見極めてから町の方針を決めた方がよい
⇒ 県の骨子案が公表されたので、今回の検討会議で町の方針を協議いただきたい
- ・ 宿泊料金には食事代やアクティビティ料金も含まれるか
⇒ 宿泊税は宿泊行為に対して課税することから、宿泊料金とは寝具の利用や宿泊すると必ず発生する行為・サービスに対する料金（食事代やアクティビティ料金は含まない）
- ・ 宿泊事業者に対する説明が不足している
⇒ 関係者の皆様のご理解とご協力が必要不可欠だと認識している
宿泊事業者の皆様に十分な理解をいただけるよう、今後も説明会やパブリックコメントを開催していく
- ・ 宿泊事業者に対するアンケートについて、事業者ごとの内訳は何か

⇒

	ホテル	旅館	民宿	ペンション	保養所	その他 (貸別荘・キャンプ場等)	民泊	合計
アンケート 依頼施設数 (A)	76	14	18	41	92	101	11	353
回答数 (B)	22	7	6	13	22	24	1	95
回答率 (B) / (A)	28.9%	50.0%	33.3%	31.7%	23.9%	23.8%	9.1%	—

(1) ②観光客・住民向けアンケート途中経過について





(1) 報告

②観光客・住民向けアンケート途中経過について 10月22日時点

- ・ 期間 令和6年10月1日（火）～ 10月31日（木）
- ・ 方法 ながの電子申請サービス、町公式LINE
- ・ 回答数 342名 （10月22日時点）

(1) 年代

19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
2	5	34	46	90	112	53

(2) お住まいはどちらですか。

県内	国内	海外	軽井沢町	未回答
34	138	0	167	3

(3) どちらから来ましたか。

上記と同じ	別の観光地	未回答
328	3	11

(4) これからどこに行きますか。（複数選択可）

観光	ショッピング	ビジネス	別荘に滞在	住民	軽井沢町以外の観光地
66	53	9	104	166	13

(5) 軽井沢への来訪回数について伺います。

初めて	2回～5回	6回以上	別荘に滞在又は住民
9	13	47	273



軽井沢町における宿泊税の検討に関するアンケート途中経過 10月22日時点

(6) 宿泊施設への滞在予定日数について伺います。

日帰り	1泊2日	2泊3日	3泊以上	別荘に滞在又は住民
11	35	24	14	258

(7) 宿泊施設に宿泊された場合の料金について伺います。

5,000円未満	5,000円以上 10,000円未満	10,000円以上 20,000円未満	20,000円以上 50,000円未満	50,000円以上 100,000円未満	100,000円以上	宿泊していない
23	16	43	36	12	2	210

(8) 宿泊税について知っていますか。

知っている	聞いたことはあるが、 詳しくは知らない	知らなかった
235	74	33

(9) 宿泊税について、支払っても良いと思える金額の上限を伺います。

	100円	200円	300円	400円	500円	1,000円	2,000円	払いたくない
別荘に滞在又は住民	21	21	39	2	75	58	26	16
観光客	18	14	16	1	15	9	4	7
合計	39	35	55	3	90	67	30	23



(10) 宿泊税の使い道として望ましいと思うものを伺います。（複数選択可）

	合計	別荘に滞在又は住民	観光客
1.宿泊施設のバリアフリー化等への補助	57	39	18
2.宿泊施設のキャッシュレス決済・パスポートリーダーの導入補助	44	34	10
3.おもてなしイベントやオフシーズンの集客イベントの開催	34	24	10
4.体験型ツーリズムの企画・開催	23	18	5
5.公衆トイレの整備	159	116	43
6.駐車場の整備	187	154	33
7.登山道・遊歩道・景勝地の整備	141	108	33
8.環境保護のための樹木の適切な管理	191	159	32
9.公共サインの統一化	32	25	7
10.文化財の観光資源としての活用	64	48	16
11.サイクリングロードの整備	86	74	12
12.デマンド交通の導入	83	72	11
13.交通対策看板の設置	40	35	5
14.景観に配慮するための無電柱化	132	112	20
15.病院の夜間・休日救急外来の充実	101	79	22
16.災害時の帰宅困難者(観光客等)への支援	62	45	17
17.その他	57	44	13

(2) 協議





(2) 協議

①長野県の動向について その1

項目	内容
名称	長野県観光振興税（仮称）
課税方式	法定外目的税
課税客体	宿泊行為
納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者
特別徴収義務者報償金	期限内申告納入額の2.5% （制度開始5年間は、電子申告かつ期限内納入した場合は、0.5%を加算）
税率・税額	定額制300円（今回の枠組みで試算すると年間約45億円程度の税収見込み）
免税点	3,000円（素泊まり）未満の宿泊料金の場合徴収しない
課税免除	修学旅行その他学校行事に参加している者



(2) 協議

①長野県の動向について その2

項目	内容
使途	1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施 (1) 長野県らしい観光コンテンツの充実 (2) 観光客の受入環境整備 (3) 観光振興体制の充実 2. 市町村への交付金 3. 徴税経費・広報経費等 ※ 現時点で想定される使途の詳細は 2-6 のとおり
市町村配分	徴税経費等を除く税収の最大1/2を市町村に交付金として交付
租税調整	独自課税を行う市町村においては、税率を150円に引下げ
罰則規定	(1)特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 (2)帳簿の記載義務違反等に関する罪 (3)納税管理人に係る不申告に関する過料
財源管理	観光振興税基金を設置し管理
使途検証	市町村、独自課税市町村、宿泊事業者の代表者を含む会議（県観光振興審議会に設置する観光振興税活用部会（仮称））により毎年度検証
制度見直し	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討



(2) 協議

①長野県の動向について その3

長野県観光振興税（仮称）骨子

R6. 9. 26 観光スポーツ部・総務部

1. 長野県観光の目指す姿

暮らす人も訪れる人も楽しめる「世界水準の山岳高原観光地づくり」

- ・人口減少下におけるインバウンドを意識した「世界水準」の観光地づくり
- ・長野県が持つ強みや個性を観光資源として最大限活かす観光地づくり

2. 税制度の概要

（下線の項目は新たに提示した内容）

項目	内容
名称	長野県観光振興税
課税方式	観光振興目的の法定外目的税とする
課税客体	宿泊行為
納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者
特別徴収義務者報償金	期限内申告納入額の 2.5%（制度開始 5 年間は、電子申告かつ期限内納入した場合は、0.5%を加算）
税率・税額	定額制 300 円 （今回の枠組みで試算すると年間約 45 億円程度の税収見込み）
免税点	3,000 円（素泊まり）未満の宿泊料金の場合徴収しない
課税免除	修学旅行その他学校行事に参加している者
使途	1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施 （1）長野県らしい観光コンテンツの充実 （2）観光客の受入環境整備 （3）観光振興体制の充実 2. 市町村への交付金 3. 徴税経費・広報経費等 ※現段階で想定する主な使途は別表のとおり
市町村配分	徴税経費等を除く税収の最大 1/2 を市町村に交付金として交付
租税調整	独自課税を行う市町村においては、税率を 150 円に引下げ
罰則規定	・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料
財源管理	観光振興税基金を設置し管理
使途検証	市町村、独自課税市町村、宿泊事業者の代表者を含む会議（県観光振興審議会に設置する観光振興税活用部会（仮称））により毎年度検証
制度見直し期間	導入当初 3 年、以後は 5 年ごとに制度の見直しを検討
施行予定日	令和 8 年 4 月の導入を目指す

（別表）

主な使途	○現段階で想定している今後 5 年の取組の方向性（例）は以下のとおり。 なお、税導入後の具体的な使途は、県観光振興審議会に設置する観光振興税活用部会（仮称）において策定する観光ビジョン（仮称）で示し、議会の予算議決を経て決定する。 （取組の方向性） ・納税者に税導入の効果を実感いただけるよう、施策・地域を極力重点化して実施 ・地域の独自性を尊重しつつ、県と市町村が一体となり、施策の方向性を共有した上で観光振興に取り組むため、市町村交付金制度等を創設 1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施 （1）長野県らしい観光コンテンツの充実 ・自然公園等の利用環境整備 ・マウンテンリゾート（スノーリゾート）の環境整備 ・移動自体をアクティビティとして楽しめる環境の整備（サイクリングロード、トレッキング・登山道、カヌー乗り場等の整備） 等 （2）観光客の受入環境整備 ・「信州観光 M a a S」の実装及び観光 D X の推進 ・観光における移動保証の実現 ・宿泊施設集積地における観光まちづくりの推進 ・宿泊・観光施設の滞在環境向上 等 （3）観光振興体制の充実 ・観光地経営組織（DMO）の機能強化 等 2. 市町村への交付金 税収額（徴税経費等を除く）のうち 1/3 は、自由度の高い「一般交付金」として、1/6 は県が定める重点施策に活用可能な「重点交付金」として、事業実施を希望する市町村の計画内容を踏まえ交付 3. 徴税経費・広報経費等 徴税に係る人件費、特別徴収義務者報償金 など ○現時点で想定される事業規模（5 年間）は約 260 億円程度（単年では約 50 億円程度）
------	--



(2) 協議

①長野県の動向について その4

県の制度と独自課税をする場合の比較

* 延宿泊者数46,000百人（令和5年度観光地利用者統計調査結果 長野県観光スポーツ部山岳高原観光課：延宿泊者数4,627,400人）

		税収見込額	徴税経費＋報奨金 (9%)	徴収取扱費 (7%)	町交付金等		業務負担	統計データの 取得	権限
A.独自課税をしない (免税点：3,000円未満)	県	1,344,810,000	121,032,900	—	一般交付金	$(a-b) \times 1/3$ 407,925,700	なし	なし	なし
	町	0	0	—	重点交付金	未定			
	計	a 1,344,810,000	b 121,032,900	—		407,925,700～			
B.独自課税をする（300円定額） (免税点県：3,000円未満 町：10,000円未満)	県	a 672,405,000	0	—			あり	あり	あり
	町	a' 551,793,000	110,177,820	47,068,350	一般交付金 重点交付金	0			
	計	1,224,198,000	b 110,177,820	c=a×7% 47,068,350		a'-b+c 488,683,530			
C.独自課税をする（段階的定額制） 10,000円以上20,000未満 300円 20,000円以上50,000未満 600円 50,000円以上100,000未満 1,500円 100,000円以上 3,000円	県	a 672,405,000	0	—			あり	あり	あり
	町	a' 1,028,169,000	153,051,660	47,068,350	一般交付金 重点交付金	0			
	計	1,700,574,000	b 153,051,660	c=a×7% 47,068,350		a'-b+c 922,185,690			



(2) 協議

②使途（素案）について その1

「国際親善文化観光都市」及び「滞在型保養地」として、自然や文化等、観光資源の魅力を高め、来訪者の受入れ環境の整備等、観光の振興を図る施策に要する費用

施策項目	目指す姿（5年間）	事業例	需要額 （概算）
“美しい村” （まちなみ景観）	・無電柱化を促進することで、軽井沢の魅力をさらに高める ・観光客が気軽に利用できるが、周囲の景観に溶け込んでいるトイレの整備 ・町内に点在する文化財を周遊することにより、滞在日数を増やす ・自然豊かで魅力的な軽井沢を維持するため、樹木の適正な管理 ・さらに美しいまちなみ景観となるよう統一された公共サインの設置	・町道の無電柱化、共同溝の設置 318百万円 ・公衆トイレの整備 10百万円 ・文化財活用のための整備 95百万円 ・豊かな自然と共生するため樹木の適切な管理指導 7百万円 ・公共サインの統一化 8百万円	438百万円
“安心と安全” （防災・医療）	・観光シーズン最盛期に合わせた救急需要対応のための整備 ・観光の拠点となる軽井沢駅を中心に改修整備や防災備蓄を強化する等により災害時の帰宅困難者への支援強化 ・道路歩道自転車道を整備することにより、通行車両増加に伴う交通への負荷を軽減	・軽井沢病院の夜間・休日救急外来の充実 30百万円 ・災害時の帰宅困難者（主に観光客）への支援 10百万円 ・魅力的なサイクリングロードの整備 70百万円	110百万円



(2) 協議

②使途（素案）について その2

施策項目	目指す姿（5年間）	事業例	需要額（概算）
“快適な旅” （観光振興）	・全ての来訪者にとって快適な旅となるよう宿泊施設改装への支援、事業者（従業員）支援 ・歩いて楽しむまちづくり（景勝地、登山道、遊歩道、散策路等の整備を強化） ・交通渋滞の緩和、観光客の移動手段の強化 ・魅力的なツーリズムを継続するためや滞在型リゾートを促進・継続するための運用	・宿泊施設の施設改装（バリアフリー化等）支援 150百万円 ・事業者向けキャッシュレス決済・パスポートリーダー導入補助 6百万円 ・スキルアップ研修等 1百万円 ・観光資源（景勝地、登山道、遊歩道、散策路等）の整備強化 80百万円 ・デマンド交通の導入 110百万円 ・交通対策案内看板設置強化（パーク&レールライドの推進） 3百万円 ・おもてなしイベントやオフシーズンの集客イベントの開催 3百万円 ・体験型ツーリズム 3百万円	356百万円
徴税経費・ 広報経費等	・宿泊税の定着と使途を明確化することにより関係者の理解促進につなげ、宿泊税が町の魅力向上に貢献していると実感される	・徴税経費 102百万円 ・広報経費 3百万円 ・特別徴収事業者に対する報奨金 51百万円 ・システム改修費補助 ●●億円	156百万円 ～
合 計			1,060百万円 ～

その他 ・労働者確保事業



(2) 協議

③税率・税額（素案）について

④免税点・課税免除（素案）について

以下の観点から税率等を設定

- ・宿泊者は一定程度の行政サービスを享受している（受益者負担）
- ・税の公平性、応益負担
- ・宿泊事業者の過大な事務負担回避

項目	軽井沢町（素案）	考え方	（参考）長野県	備考
税率	段階的定額制 （県の300円をベースに応益負担を視野に入れ段階を設ける）	・宿泊料金の幅が広い ・応益負担 ・定率の場合、宿泊事業者の負担が大きい	定額制300円	【先行自治体】 東京都、大阪府、京都市 金沢市、福岡市、長崎市 ニセコ町
免税点	10,000円未満 の宿泊料金	・低価格な宿泊施設が一定程度ある ・寮や保養所が多い ・低価格帯では300円の税額は割合が高い	3,000円未満 の宿泊料金	・宿泊料金3,000円未満は 県税・町税ともに課税免除 ・宿泊料金3,000円以上 10,000円未満は県税分の 150円のみ課税
課税免除	修学旅行その他学校行事に 参加している者	・県と統一を図る	修学旅行その他学 校行事に参加して いる者	



(2) 協議

③税率・税額（素案）について

【定額（300円）課税の場合】＊免税点：県税3,000円未満、町税10,000円未満

税率	宿泊料金※	3,000円未満	0円	町分	県分	料金に対する税の割合	
				0円	0円	0 ~	0
	宿泊料金※	3,000円以上	10,000円未満	150円	0円	150円	1.5% ~ 5.0%
	宿泊料金※	10,000円以上		300円	150円	150円	★30万の場合0.1% ~ 3.0%
※1人1泊について宿泊の対価として支払う額（飲食費や他の税は除く）							
税額	軽井沢町		長野県（150円）	町分	県分	割合	宿泊者数
150円	0円	0	120,612,000	0円	150円	17.48	4,600,000
300円	150円	551,793,000	551,793,000	150円	150円	79.97	804,080
	税収見込	551,793,000	672,405,000	3,000円未満		2.55	3,678,620
	割合	45.07	54.93				117,300



(2) 協議

③税率・税額（素案）について

【段階的定額制の場合】＊免税点：県3,000円未満、町10,000円未満

税率	宿泊料金※		3,000円未満	0円	町分	県分	料金に対する税の割合	
	宿泊料金※		3,000円未満	0円	0円	0円	0	～ 0
	宿泊料金※	3,000円以上	10,000円未満	150円	0円	150円	1.5%	～ 5.0%
	宿泊料金※	10,000円以上	20,000円未満	300円	150円	150円	1.5%	～ 3.0%
	宿泊料金※	20,000円以上	50,000円未満	600円	450円	150円	1.2%	～ 3.0%
	宿泊料金※	50,000円以上	100,000円未満	1,500円	1,350円	150円	1.5%	～ 3.0%
	宿泊料金※	100,000円以上		3,000円	2,850円	150円	★30万の場合1%	～ 3.0%
※1人1泊について宿泊の対価として支払う額（飲食費や他の税は除く）								
								宿泊者数
税額	軽井沢町		長野県（150円）		町分	県分	割合	
150円	0円	0	120,612,000		0円	150円	17.48	4,600,000
300円	150円	386,469,000	386,469,000		150円	150円	56.01	804,080
600円	450円	436,563,000	145,521,000		450円	150円	21.09	2,576,460
1,500円	1,350円	154,008,000	17,112,000		1,350円	150円	2.48	970,140
3,000円	2,850円	51,129,000	2,691,000		2,850円	150円	0.39	114,080
	税収見込	1,028,169,000	672,405,000		3,000円未満		2.55	17,940
	割合	60.46	39.54					117,300



【参考】 先行自治体

団体名	施行年月日	税率（1人1泊について）		
東京都	H14.10.1	定額	1万円以上	1万円～ 100円 1万5千円～ 200円
大阪府	H29.1.1	定額	7千円以上	7千円～ 100円 1万5千円～ 200円 2万円～ 300円
京都市	H30.10.1	定額	* 修学旅行等の 減免有	2万円未満 200円 2万円以上 500円 5万円以上 1,000円
金沢市	H31.4.1	定額		2万円未満 200円 2万円以上 500円
倶知安町	R1.11.1	定率	* 修学旅行等の 減免有	宿泊料金の2%

* 東京都については、税負担水準の引き上げを検討

団体名	施行年月日	税率（1人1泊について）		
福岡県	R2.4.1	定額	* 福岡市、北九州市は50円	200円
福岡市	R2.4.1	定額	* 県税50円を含む	2万円未満 200円 2万円以上 500円
北九州市	R2.4.1	定額	* 県税50円を含む	200円
長崎市	R5.4.1	定額	* 修学旅行等の 減免有	1万円未満 100円 1万円以上 200円 2万円以上 500円
ニセコ町	R6.11.1	定額	* 修学旅行等の 減免有	2万円未満 200円 2万円以上 500円 5万円以上 1,000円 10万円以上 2,000円



(2) 協議

⑤課税客体等（素案）について

以下の観点から課税客体等を設定

- ・ 宿泊者は一定程度の行政サービスを享受している
- ・ 課税の公平性の観点から、課税客体は旅館・ホテル・簡易宿所・民泊を対象とすることが適当である
- ・ 長野県との統一化を図る

項目	軽井沢町（素案）	（参考）長野県	備考
課税客体	宿泊行為	宿泊行為	県と統一
納税義務者	町内に所在する以下の施設に宿泊する者 ・ 旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	長野県内に所在する以下の施設に宿泊する者 ・ 旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	県と統一
特別徴収義務者報奨金	期限内申告納入額の2.5%（制度開始5年間は、電子申告かつ期限内納入した場合は0.5%を加算）	期限内申告納入額の2.5%（制度開始5年間は、電子申告かつ期限内納入した場合は0.5%を加算）	県と統一
課税見直し期間	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討	県と統一